

山梨県産材認証センター事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県産材認証センターが同センター設置規則第2条に掲げる事業の実施に必要な事項を同規則第7条の規定により定めるものとする。

(定義)

第2条 山梨県産材（以下「県産材」という。）とは、山梨県内の森林で生産された素材を、山梨県内で加工した最終製品及び、その過程の素材、製品で、以下に定める方法により生産履歴が明確となっているものをいう。

2 但し、特殊防腐処理等県内の施設での実施が困難な工程で、会長が認めたものについては、加工工程の一部に県外施設での委託による加工処理が含まれるものも山梨県産材という。

(生産履歴の確認方法)

第3条 次のすべての要件が満たされていることにより山梨県産材としての生産履歴の確認を行う。

- (1) センターに登録された事業者が取り扱っていること。
- (2) 生産から加工、流通に至る木材の生産履歴を管理票により確認できること。

(合法性証明)

第4条 次の要件のいずれかが満たされた場合、山梨県産材の生産履歴の証明の一環として、当該素材が合法的に伐採されたものであることを証明する「合法性証明」を併せて行うことができるものとし、以下、県産材とは「県産材及び、伐採における合法性が証明されている県産材」を指すものとする。

- (1) 森林法の規定に基づき合法的に伐採されたものであることを証明し得る官公庁発行の書類が添付されていること。
- (2) 前項による書類の発行が困難な事例にあつて、これに代替し得る証明書によって合法的に伐採されたものであることが確認できる書類が添付され、会長が認めたもの。

第2章 事業者登録制度

(事業者登録の申請)

第5条 県産材を取り扱う事業者としてセンターに登録を希望する者は、登録業者申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、センターに提出する。

2 登録申請をすることが出来る事業者は、山梨県内で県産材を取り扱う事業者とする。

(認定審査・登録)

第6条 センターは前条による申請書が提出されたときは、別に定める認定基準による審査を行い、審査結果を申請者に通知する。

(1) 前項により審査に合格した旨の通知を受けた申請者は、登録事業者誓約書(第2号様式)をセンターに提出する。

(2) センターは、前項の登録業者誓約書を受領したときは、登録事業者台帳に記載し、ホームページ等により公開するとともに、登録事業者に登録事業者認定書(第3号様式)を交付する。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録事業者認定書の交付を受けた日から5年間とする。

(定期監査)

第8条 センターは登録事業者が適正に県産材生産履歴の明確化に取り組んでいるかを確認するため、定期的に監査を行う。

(登録事業者の責務)

第9条 登録事業者は、次の各号に掲げる責務を有する。

(1) センターの定める諸規定を遵守するとともに、センターの定める経費を負担すること。

(2) 第6条、第8条に定める審査及び監査の実施に協力すること。

(3) 登録内容に変更があった場合は、遅滞なくセンターに報告すること。

(4) 県産材の利用推進に努めること。

(登録の抹消)

第10条 登録事業者は、自己の都合により登録を抹消したいときは、登録業者抹消申請書(第4号様式)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項による申請があったときは登録を抹消する。

(登録の取消)

第11条 センターは、登録事業者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消す。

(1) 第6条の申請書の内容に虚偽があった場合。

(2) 県産材以外の木材を県産材と偽って販売、又は譲り渡した場合。

(3) 第10条に定める責務を果たさなかった場合。

2 センターは、第1項の取り消しをしたときは、事業者名及びその内容をホームページ等で公開する。

3 登録を取り消された事業者が既にセンターに納付した経費等は返還しない。

第3章 県産材管理票・ラベリング制度

(県産材管理票)

第12条 県産材の生産履歴を明確にするために、登録事業者は、県産材管理票(第5号様式、以下「管理票」という。)により県産材の管理を行わなければならない。

(管理票の交付)

第13条 県産材管理票はセンターが作成し、登録事業者に交付する。

2 前項により交付を受けた登録事業者は、善良な管理者の注意をもって管理票を取り扱うとともに、自ら行う県産材の販売以外に管理票を使用してはならない。

3 登録事業者は、管理票を使用しなくなったときは、センターに返還しなければならない。

(管理票の保管)

第14条 登録事業者は、県産材管理票を発行したときは、発行した日を含む年度が終了した日から5年間、管理票原本及び、第4条による合法性証明を併せて行った場合はこれに必要な書類を保管しなければならない。

(発行実績の報告)

第15条 管理票を発行した登録事業者は、毎年度末までの発行実績等を取りまとめた管理票発行等実績集計表(第6号様式)を次年度の5月末までにセンターに提出しなければならない。

(ラベリング)

第16条 県産材には、センターが定める認証マークを印字したシールを貼付または刻印等により表示することが出来る。

2 前項のシールはセンターが作成し、登録事業者に有償で交付する。

3 登録事業者は、交付されたシールを使用しなくなったときは、センターに返還しなければならない。

(証明書の発行)

第17条 登録事業者が公共事業等の資材を販売する場合、必要があれば、センターは県産材証明書を発行することができる。

2 証明書の発行を希望する登録事業者は、当該証明に係る管理票をセンターに提出しなければならない。

第4章 雑 則

(実施要領)

第18条 この要綱で定めるもののほか、事業者登録制度、県産材管理票・ラベリング制度の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月9日から施行する。

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

山梨県産材認証センター 設置規則

(目的)

第1条 この規則は、公共事業や住宅建築等における山梨県産材の利用を促進し、県内木材産業の活性化を図るために、山梨県産材の生産履歴の明確化と、その認証を行う「山梨県産材認証センター」（以下「センター」という）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 山梨県産材の生産履歴を明確にするためのシステムの開発と運営
- (2) 前項のシステムに参加し、山梨県産材の生産、加工、流通を行う事業者の認定
- (3) 山梨県産材の生産履歴の証明
- (4) 山梨県産材の合法性の証明
- (5) 生産履歴が明確な山梨県産材の需要拡大を図るための活動
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 センターの事務所は山梨県木材協同組合連合会内に置く。

(役職員)

第4条 センターの役職員は山梨県木材協同組合連合会の役職員をもって充てる。

(評議会)

第5条 センターの活動を客観的に評価し、助言を行うため、評議会をおく。

2 評議会は、富士川上流域森林・林業活性化センター、富士川中流域森林・林業活性化センター、山梨東部流域森林・林業活性化センター、社団法人山梨県建築設計協会、山梨県林業振興課で組織する。

3 評議会は必要に応じて、センター会長が招集する。但し、評議会構成団体から要請があった時は、センター会長は評議会を招集しなければならない。

(会計)

第6条 センターの会計は、山梨県木材協同組合連合会の会計の一部として処理する。

(運営)

第7条 センターの運営及び事業実施に必要な事項は、この規則に定める事項のほか、別に定める「山梨県産材認証センター事業実施要綱」により行うものとする。

(規則の変更)

第8条 この規則は、センター役員会及び評議会それぞれにおいて3分の2以上の同意を得て、変更することができる。

附 則

この規則は平成16年9月9日から施行する。

この規則は平成18年9月6日から施行する。